

架線集材機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2015	2	10 ～ 11	林道の上に岩石等が落下しており通行の妨げとなるため、林道上で重機運搬車から集材ウインチ機を下ろし、集材ウインチ機のブレードで岩石等を排除することとした。同僚が重機運搬車の油圧装置を操作し、荷台の前立板の左右にあるジャッキを伸ばして荷台後端を傾け、道板2枚を地面に下げた後、被災者が集材ウインチ機の運転席に乗り込み、当該機械の運転を開始した。その時、被災者は、谷に集材ウインチ機ごと約14.5m墜落した。	60201	1	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html